

全部免除者の申請について

学科試験(検定試験・登録試験)の合格者で、実技試験免除者(振興会整備技術講習修了者・一種養成施設卒業者)は、有効期間(注1)内に全部免除申請を行わないと、整備士資格を取得することができません。

該当する方は下記の要領で必ず申請されますようご案内申し上げます。

1. 申請期日

随時受付(毎月20日締め切り)

(但し、20日が土曜日、日曜日、祝日の場合は前日が締切日となります)

受付時間 9:00~16:00

(土曜日、日曜日、祝日及び郵送による受付はいたしません)

2. 申請に必要なもの

①検定申請書(大臣宛申請書) 1枚 132円 振興会各支所にて販売

②学科試験合格証書 または 学科試験合格通知はがき

③整備技術講習修了証書 または 一種養成施設卒業証書(卒業証明書)

④はがき 2枚(交付案内に使用するため申請者の宛先を記入)

⑤2級申請者は3級資格を証明できるもの(合格証書・整備士手帳)提示

⑥実務経験が短縮になる学校卒業者は、その卒業証書(卒業証明書)提示

⑦実務経験証明書もしくは検定申請書に事業主が記入・社印(代表者印)を捺印する

⑧印鑑(申請者本人の自筆署名の場合は必要なし) ※シャチハタ印不可

⑨申請料 収入印紙または現金 2,450円

※①④⑦記入の際に消せるボールペンは使用しないで下さい。

3. 申請受付場所

振興会本部 川崎支所 相模支所 湘南支所

愛川支所 都筑支所 教育センター

(注1) 実技試験合格証書・学科試験合格証書・技術講習修了証書・一種養成施設卒業証書等の有効期間はその証書に記載の日から2年間です。2年以内に手続きをしないと無効になります。

《合格証書の交付について》

国土交通省より交付され次第、各自の連絡先にはがきにて受渡日をご連絡いたします。交付には、約2ヶ月かかります。